

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業経営の透明性と健全性を維持し、迅速な経営判断による各種施策を効率的に執行することが、取引先や社会からの信頼を確保し、企業価値の増大を通じて株主に対する責任を果たしていく上で重要であり、そのためにはコーポレート・ガバナンスの充実が不可欠であると認識しております。

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営の「意思決定」、「業務執行」の分離を明確にし、取締役会ほか当社の各組織・職位の分掌、権限及び責任を社内諸規定で明確に定め、社内諸規定を遵守すること、絶えず経営管理制度と組織、仕組みの見直しと改善に努力すること、また、監査役監査及び内部監査の充実に、法令、定款、社内諸規定の遵守を確保し、経営と執行に対する監視機能を高めることにより、企業経営の透明性と健全性を維持することにあります。

2. 資本構成

| | |
|-----------|-------|
| 外国人株式保有比率 | 30%以上 |
|-----------|-------|

【大株主の状況】更新

| 氏名または名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|--|----------|-------|
| SBIホールディングス株式会社 | 132,872 | 48.99 |
| モーニングスター・インク | 91,728 | 33.82 |
| パーシングディヴィジョンオブドナルドソンラフキンアンドジェンレットエスイーシーコーポレーション | 4,596 | 1.69 |
| ザバンクオブニューヨークジャスティックトリーティアアカウント | 2,254 | 0.83 |
| 北尾 吉孝 | 2,328 | 0.69 |
| 高野 潔 | 1,387 | 0.51 |
| ノーザントラストカンパニーエイブイエフシーリノーザントラストガンジーノントリーティアクライアント | 1,293 | 0.47 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 1,264 | 0.46 |
| 富春 勇 | 1,051 | 0.38 |
| 前田 陽子 | 1,000 | 0.36 |

3. 企業属性

| | |
|-------------|----------------------------|
| 上場取引所及び市場区分 | 大阪 ヘラクレス |
| 決算期 | 3月 |
| 業種 | サービス業 |
| (連結)従業員数 | 100人以上500人未満 |
| (連結)売上高 | 100億円未満 |
| 親会社 | SBIホールディングス株式会社(上場: 東京、大阪) |
| 連結子会社数 | 10社未満 |

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情更新

(1) 親会社からの独立性確保に関する考え方

SBIホールディングス株式会社は、当社株式を2. 資本構成(2)大株主の状況に記載のとりの株式数・割合で保有する当社の親会社であります。当社グループの営業基盤は、当社グループが行う各種の比較・評価の客観性と中立性にあると考えております。したがって、ユーザーからの当社グループの信頼性が損なわれないように、SBIホールディングスグループとの協力関係を維持しながら、客観的かつ公正な比較・評価情報を提供できるように、当社グループの独立性を最重要視していく方針であります。

また、SBIホールディングスグループとは、当社グループの情報サービスやコンサルティングサービスなどの営業取引に加え、役員の兼務、従業員の出向派遣や受入、業務委託等の取引関係があります。

これらすべての取引関係は、事実上の制約を受けることなく、当社グループの独立した判断により決定しております。

監査役監査及び内部監査において、SBIホールディングスグループからの当社グループの独立性が、実質的及び客観的に問題ないかを監査重点項目としております。

(2) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社グループは、親会社であるSBIホールディングス株式会社とそのグループ会社と取引を行う場合にも、同様に客観的かつ公正な取引を行うことを方針としております。

当社は、会社法に基づく内部統制システムに関する基本方針の一部として、親会社、親会社の子会社、子会社との取引は、他の取引先と同様の基

本条件、公正な市場価格によって行い、適正な取引を確保することを取締役会で決議しております。
内部監査・監査役監査においても支配株主等との取引等が、内部統制システムに関する基本方針に従って、取引条件が一般的な取引条件と同様に決定しているかを監査重点項目としております。
上記により、SBIホールディングス株式会社とそのグループ会社とは、事実上の制約を受けることなく、公正な取引が確保されているものと考えております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

| | |
|------------|---------|
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 8名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任していない |

現状の体制を採用している理由

社外からチェックという観点からは、当社の監査役は4名中3名が社外監査役であり、社外監査役の監査により経営の監視機能の面では十分に機能する体制が整っているため、社外取締役は選任しておりません。
なお、取締役会の議長は、代表取締役執行役員COOが務めております。

【監査役関係】

| | |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 監査役の人数 | 4名 |

監査役と会計監査人の連携状況

監査役と会計監査人は、監査体制・監査計画・監査実施状況・監査結果などについて、状況報告、意見交換の機会を設けております。監査役と会計監査人は、状況報告、意見交換を通じて、相互の監査実施状況・監査結果について認識を共有し、相互の監査について必要な連携をしています。

監査役と内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査室は、監査体制・監査計画・監査実施状況・監査結果などについて、定期的に状況報告、意見交換を行っております。監査役と内部監査室は、相互の監査実施状況・監査結果について認識を共有し、法令、定款、社内諸規定の遵守を保証し、経営と執行に対する監視機能を高めるために連携をしています。

| | |
|------------|--------|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 3名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(1) | | | | | | | | |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i |
| 伊永 功 | 他の会社の出身者 | | | | ○ | | | ○ | ○ | |
| 中屋 建治 | 他の会社の出身者 | | | | ○ | | | ○ | ○ | |
| 平澤 尚武 | 他の会社の出身者 | | | | ○ | | | ○ | ○ | |

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

| 氏名 | 適合項目に関する補足説明 | 当該社外監査役を選任している理由 |
|-------|--|---|
| 伊永 功 | <p>独立役員に指定しております。</p> <p><略暦> 昭和36年4月 株式会社富士銀行(現みずほ銀行) 入行 平成3年6月 大東証券株式会社(現みずほインベスターズ証券株式会社) 取締役国際部長 平成10年10月 大沢証券株式会社(現株式会社SBI証券) 監査役 平成15年6月 イー・トレード証券株式会社(現株式会社SBI証券) 常勤監査役(現任) 平成18年3月 当社監査役(現任)</p> | <p><招聘理由> 法務、経営管理等に幅広い経験・見識等を有しており、また、監査役としての経験も豊富であるため</p> <p><独立役員指定理由> 同氏は、当社の主要取引銀行である株式会社みずほコーポレート銀行の前身である株式会社富士銀行(現みずほ銀行)の出身であります。当社に銀行借入はなく、当社と株式会社みずほコーポレート銀行との取引関係において、意思決定に対して影響を与え得る取引関係は無いと判断しております。また、伊永氏本人においても、同行を退社しており、当社の親会社、親会社の子会社においても現在および過去において、業務執行者であったことはなく、親会社の子会社の監査役として、客観的・中立的な観点から監査を行なっております。そのため、株主の付託を受けた独立機関として、中立・公正な立場を保持していると判断しております。</p> |
| 中屋 建治 | <p>独立役員に指定しております。</p> <p><略暦> 昭和42年4月 株式会社富士銀行(現みずほ銀行) 入行 平成9年12月 株式会社メフォス取締役 平成20年6月 当社監査役(現任) 株式会社 シーフォーテクノロジー(現SBIネットシステムズ株式会社) 監査役(現任)</p> | <p><招聘理由> 金融ビジネスの実務や金融商品などについて有する幅広い経験・見識等を活かして、当社の業務管理体制について、有効な監査の実施が期待できるため</p> <p><独立役員指定理由> 同氏は、当社の主要取引銀行である株式会社みずほコーポレート銀行の前身である株式会社富士銀行(現みずほ銀行)の出身であります。当社に銀行借入はなく、当社と株式会社みずほコーポレート銀行との取引関係において、意思決定に対して影響を与え得る取引関係は無いと判断しております。また、中屋氏本人においても、同行を退社しており、当社の親会社、親会社の子会社においても現在および過去において、業務執行者であったことはなく、親会社の子会社の監査役として、客観的・中立的な観点から監査を行なっております。そのため、株主の付託を受けた独立機関として、中立・公正な立場を保持していると判断しております。</p> |
| 平澤 尚武 | <p><略暦> 昭和42年4月 野村證券株式会社入社 平成9年10月 野村アセットマネジメント投信株式会社取締役 平成12年6月 国際証券株式会社監査役 平成13年7月 ワールド日榮証券株式会社(現株式会社SBI証券) 常務執行役員 平成15年6月 同社監査役 平成19年6月 SBIペリトランス株式会社監査役(現任) 平成19年10月 SBIイー・トレード証券株式会社(現株式会社SBI証券) 顧問(現任) 平成21年6月 当社監査役(現任)</p> | <p><招聘理由> 金融関連の業務に幅広い経験・見識等を有しており、親会社の子会社の社外監査役として実績があるため</p> |

その他社外監査役の主な活動に関する事項 更新

当社の監査役は4名中3名が社外監査役であり、取締役会に出席し、経営に対する監視機能を果たしております。社外監査役は、代表取締役執行役員COOからは、四半期に一度、取締役執行役員CFOからは、毎月、経営状況に関する説明を受け、必要に応じた質疑を行なっています。社外監査役は四半期に一度、自ら証憑・資料等のチェックを行っており、また、常勤監査役(非社外監査役)から、毎月、監査の状況について説明を受け、協議しております。

【インセンティブ関係】

| | |
|---------------------------|----------------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | ストックオプション制度の導入 |
|---------------------------|----------------|

該当項目に関する補足説明

取締役へのストックオプションとして、新株予約権を付与しております。

| | |
|-----------------|-----------------------------------|
| ストックオプションの付与対象者 | 社内取締役、従業員、子会社の取締役、執行役、監査役、子会社の従業員 |
|-----------------|-----------------------------------|

該当項目に関する補足説明

ストックオプションとしての新株予約権の付与対象者は、当社及び子会社の取締役、従業員であります。新株予約権の行使は、原則として、当社グループの在籍を条件としております。

【取締役報酬関係】

| | |
|------|---------------------|
| 開示手段 | 有価証券報告書、営業報告書(事業報告) |
| 開示状況 | 全取締役の総額を開示 |

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告において、取締役に支払った取締役としての報酬の総額を開示しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社の監査役は4名中3名が社外監査役であります。

監査役への報告及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制として以下を採用しております。

1. 取締役は、取締役会規程に定める次の事項を知ったときは、取締役会において、監査役に適時且つ的確に報告するものとする。

- 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- 経営に関する重要な事項
- 内部監査に関連する重要な事項
- 重大な法令・定款違反

e. その他取締役が重要と判断する事項

2. 取締役は、監査役より前述のaからdの事項について説明を求められたときは、速やかに詳細な説明を行うものとし、合理的な理由無く説明を拒んではならないものとする。

3. 当社は、取締役及び使用人が、法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を監査役に対して直接報告するための情報システムを整備するものとする。

4. 当社は、代表取締役をして監査役と定期的に会合を持たせ、経営上の課題及び問題点の情報共有に努めるほか、必要に応じて、監査役、内部監査部門及び会計監査人の情報共有を図るものとする。

5. 当社は、監査役から前述の会合の開催の要求があったときは、速やかにこれを開催するものとする。

6. 当社は、監査役会が、監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役の職務を補助しうる知見を有する使用人を、監査役と協議のうえ定める期間中、取締役の指揮命令系統から独立した監査役の職務を補助すべき使用人として置くものとし、当該使用人の人事異動及び人事評価については、監査役の意見を尊重する。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 更新

当社は、企業経営の透明性と健全性を維持するために、経営責任と執行責任とを明確化し、経営全体の効率化と業務執行の迅速化を図るために、執行役員制度を導入しております。また、監査を強化することにより、経営と執行に対する監視機能を高めております。当社の意思決定機関として、取締役会は株主総会の決議に基づき、会社経営の重要事項を決定いたします。取締役会には、監査役が出席し、経営に対する監視機能を果たしております。

業務執行は、取締役会に決定に基づき、代表取締役執行役員COOが直接ないし、取締役執行役員CFO及び取締役ゼネラルマネージャーに指示し、業務をコントロールしております。業務執行に関して、当社及び子会社の常勤取締役及び執行役員で構成する常勤役員定例会を毎月1回開催し、取締役執行役員CEOを含めて、業務執行に係わる重要事項を協議し、また、取締役及び執行役員間での意思疎通を図るとともに、業務執行を相互に監督しております。常勤役員定例会には、常勤監査役が出席し、業務執行に対する監視機能を果たしております。

当社は、従業員93名(平成22年2月28日現在)に対し、常勤監査役1名配置しており、日常の業務全般をも十分に監査できる体制となっております。当社連結グループにおいても、重要な子会社であるゴメス・コンサルティング株式会社は、従業員22名(平成22年2月28日現在)に対して、常勤監査役1名配置しており、同様に日常の業務全般をも十分に監査できる体制となっております。

また、当社は、代表取締役直属の部署として内部監査室を設置しており、当社各事業部及び子会社に業務が内部統制下において、関係法令、定款及び社内規程に従い、適正に業務されているかを監査しております。内部監査は内部監査室長1名により行われておりますが、上記人員規模を勘案すれば、十分に内部監査が実施できる体制となっております。

会計監査につきましては、会計監査人とは決算時期・四半期決算時期のみならず、幅広い期間にわたって、状況報告、意見交換の機会を設けております。

なお、平成22年3月期における会計監査体制は以下のとおりであります。

公認会計士の氏名等

指定社員業務執行社員 井上 隆司 下条 修司

所属する監査法人 有限責任監査法人トーマツ

取締役及び執行役員は、取締役会の決議により指名され、取締役は株主総会の承認を経て、就任しております。

取締役の報酬については、株主総会で承認された報酬総額の枠内で決定しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|-----------------|------------------------------|
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 株主総会は、集中日を回避し、6月中旬に開催しております。 |

2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|---|---------------|
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催 | 定時株主総会終了後、株主に経営近況報告会を実施しております。 | あり |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 四半期決算を含めた決算発表時にアナリスト・機関投資家向けに定期説明会を開催しております。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | アナリスト・機関投資家向けの定期説明会の画像及び資料を当社のホームページに掲載しております。また、定時株主総会終了後の経営近況報告会の画像及び資料を当社のホームページに掲載しております。 | あり |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | 管理部が担当しております。 | |
| その他 | 早期の決算発表に努め、四半期ごとの決算については、翌月22日前後に発表することとしております。また、四半期決算短信の開示充実を目的として、四半期決算短信は、四半期報告書をほぼ同内容のものを開示しております。 | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|------------------------------|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 当社の親会社であるSBIホールディングスの「SBIグループ・コンプライアンス行動規範」を当社のグループ・コンプライアンス行動規範とし、その遵守を取締役会で決議しております。この行動規範は、以下の6つの行動規範で構成されており、ステークホルダーの立場の尊重についても規定しております。 1. 顧客の信頼を得るための行動規範 2. 株主等の信頼を得るための行動規範 3. 社会に対する行動規範 4. よりよい企業風土をつくるための行動規範 5. 組織の一員としての行動規範 6. 経営者としての行動規範 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 「モーニングスター社会的責任投資株価指数(MS-SRI)」を運用管理し、社会的責任投資の普及に積極的に関与しております。児童の自立を支援し、産業界に児童福祉の啓発を行うことを通じて、児童福祉の充実及び向上に寄与することを目的に設立された財団法人 SBI子ども希望財団の活動を支援しております。 |

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

更新 当社は、企業経営の透明性及び健全性を維持し、迅速な経営判断による各種施策を効率的に執行するためには、内部統制システムを整備し、健全な内部統制システムにより、業務執行を行うことが重要だと認識しております。また、健全な内部統制システムは、以下の体制を採る必要があると考え、整備に努め、実施しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社は、法令遵守及び倫理的行動が、当社の経営理念・ビジョンの実現の前提であることを、代表取締役をして全役員に徹底させるものとする。
2. 当社は、取締役会及び原則月1回開催する常勤役員定例会(当社及び子会社の常勤取締役及び常勤監査役で構成する。以下、定例会)において、取締役間の意思疎通を図るとともに代表取締役の業務執行を監督し、また、法令・定款違反行為を未然に防止するものとする。
3. 当社は、取締役執行役員CFOに、当社のコンプライアンス上の課題・問題の把握に努めさせるとともに、代表取締役の直轄部門として内部監査部門を設置し、内部監査部門が必要に応じて外部専門家との協力を得て、取締役及び使用人による職務の執行を監査し、法令・定款違反行為を未然に防止するものとする。代表取締役は、内部監査の結果について、6ヶ月に一度、取締役会に報告するほか、監査役の求めに応じて報告するものとする。
4. 当社は、取締役及び使用人が当社における法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合に報告することを可能とするために、内部監査部門および監査役に直接通報を行うための情報システムを整備するものとする。
5. 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力及び団体とは一切の関係を持たず、不当要求に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応するための体制を整備するものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 当社は、取締役会の決議により文書管理規程を定め、取締役の職務の執行に係る情報を、文書または電磁的記録(以下「文書等」という)に記載又は記録して保存し、管理するものとする。
2. 文書等は、取締役又は監査役が常時閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 当社は、当社の業務執行及び経営理念・ビジョンの達成を阻害するリスクに対して、そのリスクを把握し、適切に評価して管理するため、リスク管理に関する責任者を代表取締役執行役員COOとし、管理部門を管掌する部門長及びシステム部門を管掌する部門長をして、これを補佐させるものとする。
2. 当社は、前項のリスクが顕在化した場合には、代表取締役執行役員COOを責任者とする対策本部を設置し、当該リスクに関する情報が適時且つ適切に代表取締役執行役員COO及び必要な役員に共有される体制を整備し、当該リスクに対処するものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 当社は、取締役会の決議により職務分掌を定め、取締役間の職務分担を明確にするものとする。
2. 当社は、適切且つ迅速な意思決定を可能とする情報システムを整備するものとする。
3. 当社は、取締役会及び原則月1回開催する定例会において、各部門において生じる問題の解決を適時且つ適切に行うとともに、問題解決から得られるノウハウを取締役に周知徹底する。これにより、その担当職務の執行の効率化を図り、全社的な業務の効率化を図るものとする。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 当社は、当社の属する企業集団におけるコンプライアンス上の課題・問題の把握及び業務の適正の確保のため、企業集団に属する会社と共同で、企業集団全体のコンプライアンスについて情報の交換を行うための会議を設置するものとし、企業集団に属する会社から開催の請求があったときは、速やかに当該会議を開催する。

2. 取締役は、企業集団に属する会社において、重大な法令・定款違反行為その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、当社の監査役に報告するものとし、報告を受けた監査役は、重要な事実が発見された会社の監査役に通知するものとする。

3. 親会社、親会社の子会社、子会社との取引は、他の取引先と同様の基本条件、公正な市場価格によって行い、適正な取引を確保する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役会が、監査役を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役を補助する知見を有する使用人を、監査役と協議のうえ定める期間中、取締役の指揮命令系統から独立した監査役の職務を補助すべき使用人として置くものとし、当該使用人の人事異動及び人事評価については、監査役の意見を尊重するものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

1. 取締役は、取締役会規程に定める次の事項を知ったときは、取締役会において、監査役に適時且つ的確に報告するものとする。
 - a. 会社に著しい損害を及ぼす虞のある事項
 - b. 経営に関する重要な事項
 - c. 内部監査に関連する重要な事項
 - d. 重大な法令・定款違反
 - e. その他取締役が重要と判断する事項
2. 取締役は、監査役より前述のaからdの事項について説明を求められたときは、速やかに詳細な説明を行うものとし、合理的な理由無く説明を拒んではならないものとする。
3. 当社は、取締役及び使用人が、法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を監査役に対して直接報告するための情報システムを整備するものとする。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 当社は、代表取締役をして監査役と定期的に会合を持たせ、経営上の課題及び問題点の情報共有に努めるほか、必要に応じて、監査役、内部監査部門及び会計監査人の情報共有を図るものとする。
2. 当社は、監査役から(6)の会合の開催の要求があったときは、速やかにこれを開催するものとする。

Vその他

1. 買収防衛に関する事項

実施しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

記載すべき事項はありません。

